

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十一号）が、平成二十年九月十一日から施行されることに伴い、確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十四条、第四十六条及び第五十九条に係る特例的扱い及び第八十七条の二、第八十八条若しくは第九十八条の二に基づく取扱いについて、下記のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

第一 趣旨

二以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定給付企業年金を実施する場合には、財政責任の明確化及び財政基盤の安定化の観点から、掛金については、各実施事業所（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第四条に規定する「実施事業所」をいう。以下同じ。）が一律に負担することを原則としているが、実施事業所が増加する場合又は実施事業所共通の給付区分の上に一部の実施事業所による上乘せの給付区分を設ける場合については、増加した実施事業所とそれ以外の実施事業所との間又は各給付区分の状況を勘案した掛金等の特例的扱いを認めることとしたこと。

第二 用語の定義

- (1) 法
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。
- (2) 令
確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。
- (3) 規則
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）をいう。
- (4) 掛金
法第五十五条第一項に規定する掛金のうち年金経理から支出される費用に充てるためのものをいう。
- (5) 標準掛金

- 規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額に相当する掛金をいう。
- (6) 特別掛金
規則第四十五条第三項に規定する補足掛金額に相当する掛金であって、規則第四十六条に定めるところにより算定したものをいう。
- (7) 特例掛金
規則第四十五条第三項に規定する補足掛金額に相当する掛金であって、規則第四十四条に定めるところにより算定したものをいう。
- (8) 財政検証
法第六十条、第六十一条、第六十二条及び第六十四条に基づき、毎事業年度の決算において、当該事業年度末の積立金及び給付債務の推計等に照らし、財政運営の健全性について検証することをいう。
- (9) 財政計算
規則第二十四条第一号に規定する財政計算をいう。
- (10) 基準日
規則第四十九条に規定する計算基準日をいい、財政検証においては当該財政検証の対象となる事業年度の末日をいう。
- (11) 純資産額
年金経理において、流動資産及び固定資産（時価）の合計額から、流動負債及び支払備金の合計額を控除した額をいう。
- (12) 数理的評価
積立金の額の評価を、規則第四十八条第一項第二号又は第三号の方法により行うことをいう。
- (13) 資産評価調整加算（控除）額
年金経理に属する固定資産の財政運営上の評価額が当該固定資産の時価を上回る（下回る）場合において、その上回る（下回る）額をいう。
- (14) 数理上資産額
年金経理において、純資産額と資産評価調整加算額の合計額から、資産評価調整控除額を控除した額をいう。
- (15) 給付現価
規則第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（規則第四十四条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を含む額とする。）をいう。
- (16) 標準掛金収入現価
標準掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。
- (17) 特別掛金収入現価
特別掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。
- (18) 特例掛金収入現価
特例掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。
- (19) 数理債務
給付現価から標準掛金収入現価を控除した額をいう。
- (20) 過去勤務債務の額
規則第四十六条第一項に規定される過去勤務債務の額（規則第四十四条に基づき、給付現価に次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を控除した額とする。）を

いう。

(21) 責任準備金

数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額をいう。

(22) 別途積立金

規則第百十二条第一項に規定される別途積立金をいう。

(23) 給付区分

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成十四年三月二十九日年企発第〇三二九〇〇三号・年運発第〇三二九〇〇二号）」

（以下「承認認可基準通知」という。）別紙1 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準三二の（4）の審査要領に規定される、複数の給付設計を組み合わせる場合又はグループ区分ごとに異なる給付設計を行う場合において、給付設計ごとに区分したものをいう。

(24) 移転実施事業所

法第七十五条第一項の規定に基づき分割された規約型企業年金の実施事業所、法第七十七条第一項の規定に基づき分割された基金の実施事業所、法第七十九条第一項の規定に基づき他の確定給付企業年金に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所又は法第七十条第一項の規定に基づき厚生年金基金に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所をいう。

第三 財政計算時の特例

一 特別掛金の算定に係る原則的扱い

(1) 財政計算に用いる資産額は、基準日における純資産額（資産の評価に数理的評価を用いている場合には数理上資産額）から別途積立金の額を控除した額とすること。過去勤務債務の額は、給付現価から標準掛金収入現価と当該資産額を控除した額（規則第四十四条に基づき、給付現価に次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、更に当該予想額の現価を控除した額とする。）とし、当該過去勤務債務の額について、規則第四十六条に基づき特別掛金を算定すること。

(2) 給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができること。この場合、次の①又は②の方法により資産額を配分し、前記(1)に定めるところに準じて、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、特別掛金を算定すること。なお、過去勤務債務の額が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。

① 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の額の比により按分する方法。

② 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務から当該給付区分に係る特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額の比により按分する方法。

(3) 前記(1)又は(2)に定めるところによらず、全部又は一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該数理債務の額を確定給付企業年金全体の数理債務の額から控除した上で、前記(1)又は(2)に定めるところに準じて過去勤務債務の額を算定し、前記(1)に定めると

ころに準じて特別掛金を算定することができること。

- (4) 前記(1)から(3)に定めるところによらず、(1)から(3)の過去勤務債務の額について、次の①又は②の方法により実施事業所ごとに配分した額に基づいて、実施事業所ごとに特別掛金が算定できること。この場合において、同一給付区分においては、規則第四十六条第一項各号に規定する償却方法のうち同一の償却方法を用いることとし、後記(5)により算定される特別掛金を除き、同項第一号に規定する予定償却期間(以下「予定償却期間」という。)の完了日又は第三号に規定する一定の割合(以下「償却割合」という。)は同一のものとする。なお、過去勤務債務の額が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。

① 過去勤務債務の額を直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における加入者数、給与又は数理債務の額のいずれかの比により按分する方法

② 過去勤務債務の額から直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における特別掛金収入現価の額(当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。)を控除した額について①の方法又は直前の財政検証、前回の財政計算若しくは当該財政計算の基準日における数理債務の額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法のいずれかにより各実施事業所に配分した額に各実施事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額とする方法

ただし、前記(3)により過去勤務債務の額を算定している場合については、前記①又は②の数理債務の額から受給権者に係る額を控除すること。なお、一部の実施事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合については、当該給付設計の変更に係る変更後の数理債務から変更前の数理債務を控除した額(当該額が過去勤務債務の額を上回る場合には、過去勤務債務の額とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更に起因する額に限る。)を②の過去勤務債務の額から控除した額について、②の方法により各実施事業所に配分し、給付設計の変更を行った実施事業所については当該差分額を配分された額に加算することができること。

- (5) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)から(4)に定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額(基準日における当該事業所の数理債務から当該事業所の増加に伴い資産管理運用機関又は基金(以下「基金等」という。)が受換した資産を控除した額をいう。)について、当該事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、予定償却期間、償却割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第五十条に該当していない場合は、財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができること。

- (6) 法第三条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、同第七十四条の規定により規約型企業年金が統合する場合、同第七十六条により基金が合併する場合、同第七十九条、第八十条、第八十一条、第一百十一条、第一百十二条若しくは附則第二十五条の規定により権利義務の承継を行う場合(権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部、厚生年金基金

の設立事業所の事業主の全部又は適格退職年金契約を締結している事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。)又は給付区分を新たに設ける場合(当該給付区分に係る特別掛金に限る。)についても、(5)と同様の取扱いとする。

二 給付区分毎に資産を区分している場合の特例

前記一の(1)から(3)にかかわらず、後記第四の一に規定する給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、一の(1)に準じて、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、前記一に定めるところに準じて特別掛金を算定すること。

三 後記第五に定める承継事業所償却積立金を設けている場合の特例

後記第五に定める承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を当該実施事業所の特別掛金額から控除すること。

第四 給付区分別途積立金

一 給付区分別途積立金を積み立てることができる確定給付企業年金

実施事業所共通の給付区分に加えて一部の実施事業所による上乘せの給付区分を設ける確定給付企業年金にあつては、当該給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分し、決算時に剰余が生じた場合に、当該給付区分の別途積立金として積み立てることができること。この場合において、資産を一括して運用している場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等及び業務委託費等は、それぞれ合理的な方法により法第三条に規定する規約(以下「規約」という。)で定めるところに基づき配分すること。なお、給付区分ごとに資産を管理する場合にあつては、その旨を規約に明記すること。

二 とりくずすことができる場合等

給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金が生じたため当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに前記第三の一に定める資産額に繰り入れる場合にとりくずすことができること。

三 給付区分ごとに資産を区分する場合の財務諸表等の取扱い

(1) 決算に関する書類

年金経理について、承認認可基準通知別紙4の「勘定科目説明」に基づき、給付区分ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し(各表の右上に給付区分を明記すること)、それぞれ全体の貸借対照表及び損益計算書の後に添付すること。

(2) 財政計算に関する書類

「承認認可基準通知」における様式C3-イ、様式C3-ウ、様式C4-イ及び様式C4-ウについては、給付区分ごとに記載すること。

四 新たに給付区分ごとに資産を管理する場合等

次の(1)又は(2)の場合に、新たに給付区分ごとに資産を管理することができること。ただし、全部の実施事業所に共通の給付区分のみとなった場合又は共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなる場合を除き、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできないこと。

(1) 法第七十四条の規定により規約型企業年金を統合する場合又は同第七十六条の規定により基金を合併する場合

(2) 共通給付区分のみの制度において、一部の実施事業所を対象として新

しい給付区分を設けたとき、その他資産を給付区分ごとに区分して管理することが必要と事業主等が判断した場合

なお、新たに給付区分ごとに資産を管理する場合の給付区分ごとの資産は、新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、次のア又はイのいずれかの方法により算定した額とすること。

ア 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における数理債務の額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法

イ 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における最低積立基準額の比により按分する方法

ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして基金等が資産を受換する場合については、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができること。

五 積立上限額を超える場合の掛金の控除額

規則第六十条の規定により算定された確定給付企業年金全体の控除額については、同条の「積立金の額」、「法第六十四条第二項に規定する積立上限額」及び「控除前の掛金の額」を「給付区分ごとの積立金の額」、「給付区分ごとの法第六十四条第二項に規定する積立上限額」及び「給付区分ごとの控除前の掛金の額」に読み替えて給付区分ごとに算定した額が零を上回る給付区分から控除することとし、当該給付区分が複数ある場合には、当該給付区分ごとに算定した額の比により給付区分ごとに控除すること。

六 その他

規則第四十四条に規定する掛金については、前記第三の二に準じて、給付区分ごとに掛金を算定し、同第五十九条に規定する掛金については、同規定に基づき確定給付企業年金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。

また、給付区分ごとに資産を区分する場合の前記第一の（１３）の資産評価調整加算（控除）額については、資産を一括して運用している場合についても、給付区分ごとに算定すること（ただし、数理的評価の方法は同一のものとする）ができること。なお、資産評価調整加算（控除）額を給付区分ごとに算定する場合には、「承認認可基準通知」における様式Ｃ７－オの３．については、給付区分ごとに記載すること。

第五 承継事業所償却積立金

一 趣旨

承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額が増加時における当該事業所の数理債務の額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。

二 承継事業所償却積立金の評価

実施事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日における当該実施事業所の増加により基金等が受換した資産額から当該事業所の数理債務を控除した額（受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。）について、当該基準日以降、当該確定給付企業年金の運用利回りの実績、零以上当該確定給付企業年金の予定利率以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、後記

三によりとりくずした額を控除した額により評価し、確定給付企業年金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。なお、第四の一により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、実施事業所の増加により基金等が受換した資産額を前記第四の四のなお書きに準じて各給付区分に配分した上で、上記により給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。また、法第三条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、同第七十四条の規定により規約型企業年金が統合する場合、同第七十六条により基金が合併する場合、同第七十九条、第八十条、第八十一条、第百十一条、第百十二条若しくは附則第二十五条の規定により権利義務の承継を行う場合（権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部、厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部又は適格退職年金契約を締結している事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合についても、上記と同様に承継事業所償却積立金を評価することができるものとする。

三 とりくずす方法

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、第三の三により控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。なお、確定給付企業年金が前記第四により給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することとなる場合について、上記に準じて承継事業所償却積立金をとりくずすこと。

四 承継事業所償却積立金を設ける場合等

法第二十九条に規定する事業主等の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができること。承継事業所償却積立金を設けた確定給付企業年金は、前記一に該当する実施事業所が増加した場合には、前記二に基づき承継事業所償却積立金を積み立て、前記第三の一の（１）における財政計算に用いる資産額から、さらに承継事業所償却積立金を控除すること。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を廃止することはできないこと。なお、承継事業所償却積立金を設ける場合にあつては、その旨を規約に明記すること。

第六 確定給付企業年金の分割等に際し移換する積立金の額の算定方法の取扱いに係る特例

- 一 規則第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合とは、次の（１）、（２）又は（３）のいずれかに該当する場合とすること。
 - （１） 承継事業所償却積立金を設けている場合。
 - （２） 給付区分ごとに資産を管理している場合。
 - （３） （１）及び（２）に該当する場合
- 二 規則第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める方法とは、前記一の（１）、（２）又は（３）に応じて、次によるものとすること。
 - （１）の場合（（３）に該当する場合を除く。） 規則第八十七条の二第一項第一号及び第二号の「分割時積立金の額」を、「分割日の前日における純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」に読み替えて、移換する積立金の額を算出する方法。この場合において、移換実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を、移換する積立金の額に加算

すること。

- (2) の場合 ((3) に該当する場合を除く) 規則第八十七条の二第一項第一号及び第二号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予想額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額とする方法。
- (3) の場合 承継事業所償却積立金の額が零を上回る給付区分については、規則第八十七条の二第一項第一号及び第二号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予想額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて(1)により算出した額とし、承継事業所償却積立金の額が零となる給付区分については、規則第八十七条の二第一項第一号及び第二号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予想額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第四十七条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて同条により算定された額とし、各給付区分の額の合計額とすること。

第七 実施事業所の減少に係る掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第八十八条第一項第四号の厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法とは、前記第六の一の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

- (1) の場合 ((3) に該当する場合を除く) 同条中「積立金の額」を「純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額」に読み替えて、同条により算定された額から減少実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額(当該額が零を下回る場合は零とする。)とする方法。
- (2) の場合 ((3) に該当する場合を除く) 同条中「特別掛金額の予想額の現価」、「積立金の額」及び「最低積立基準額」を「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る積立金の額」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、同条により給付区分ごとに算定された額の合計額とする方法。

- (3) の場合 同条中「特別掛金額の予想額の現価」、「積立金の額」及び「最低積立基準額」を「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金を控除した額」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、同条により給付区分ごとに算定された額の合計額から減少実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）とする方法。

第八 終了時の掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第九十八条の二の厚生労働大臣が定める方法とは、前記第六の一の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

- (1) の場合 ((3) に該当する場合を除く) 当該終了する日における純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額が、当該終了する日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回る額のうち各実施事業所に係る額から、各実施事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各実施事業所が拋出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所について算定された額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金から当該額を控除すること。
- (2) の場合 ((3) に該当する場合を除く) 当該終了する日における給付区分ごとの純資産額が、当該終了する日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ごとの最低積立基準額を下回る額のうち各実施事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額を、各実施事業所が拋出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金から当該額を控除すること。
- (3) の場合 各実施事業所が拋出する掛金の額は、当該終了する日における給付区分ごとの純資産額から給付区分ごとの承継事業所償却積立金を控除した額が、当該終了する日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ごとの最低積立基準額を下回る額のうち各実施事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額から、各実施事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各実施事業所が拋出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金から当該額を控除すること。

第九 その他

事業主等は、規約において、法第七十五条の規定に基づき規約型企業年金を分割する場合の積立金の分割、法第七十七条の規定に基づき基金を分割する場合の積立金の分割又は法第七十九条第三項若しくは法第一百七条第四項の規定に基づき権利義務の移転を行う場合に移換する積立金の額に関する事項を定めなければな

らない。